

# 痴漢と冤罪についての一考察（五）

齋藤 信治

はしがき

## I 要点概説

〔注、参考文献・略称〕（以上、126巻5・6号）

## II 要点各説

第一款 被害の実在性（1）単なる物理的接触

第二款 被害の実在性（2）変わり種——背もたれ痴漢疑惑事件

第三款 大きな問題——巧妙に隠れる悪賢い痴漢

第四款 被害の実在性（3）デッチ上げ

第五款 決定的・決め手かが問題の証言二種（及び警察官「現認」事件）

（以上、126巻9・10号）

第六款 「痴漢」の社会的問題性

第七款 繊維鑑定・DNA鑑定などの科学的証拠の原則的重要性

第八款 数多い「痴漢」無罪事件

第九款 逮捕より、早期中止要求発声・防衛を！（以上、126巻11・12号）

## III 裁判例から

1 最高裁の注目すべき逆転無罪判決（以上、127巻9・10号）

2 若干の注目点

A 検察・警察・裁判所の問題例

〔A〕被疑者調書等の関係

〔B〕被害者調書・供述の関係

B 被害者の証言と目撃証言が結びついた例

C 痴漢とは両立し難い関心の例（愚見）（以上、本号）

3 難しい有罪維持確定事件

## IV 各方面へのメッセージ

### Ⅲ 裁判例から

#### 2 若干の注目点 (重要判例の詳細・拾遺)

#### A 検察・警察・裁判所の問題例

##### [A] 被疑者調書等の関係

(イ) **東京高判平12・9・18**〔荒木友雄裁判長〕は(本稿(一)注3〔4〕で僅かにふれたが)、関連の下記読売記事と共に、甚だ興味深い【日弁連刑事弁護センター編「無罪事例集」第七集No. 615〔見出しに「……無罪を言い渡した原判決を……維持した事例」とあるのは、その後ろの本判決文を読めば明らかなように、誤りで、本高裁判決は一審(東京簡裁)の有罪判決を破棄し、逆転無罪を言い渡したもの〕。なお、読売新聞平成13年4月14日「裁く——第二部 真実の迷路」は、判検交流で特捜部在籍・ロッキード事件捜査の経験もある荒木友雄氏の「記録を読み、事件を何度も頭の中で再現すると、どんな難事件でも解明のキーワードが発見できるものだ」が、この事件では、被害者が1回触られたと言っているのに、被告人が捜査段階で3回触ったと供述しているのがカギとなった旨の話、また、この逆転無罪(確定)を勝ち取った会社員は、「何でこんなに時間がかかったのか」と、徒労感だけが残ったという話等を紹介するほか、同僚裁判長だった安廣文夫氏の経験と思いを伝える。安廣氏は、そこで、とりわけ、当時1年余りの間に6件の痴漢事件で判決を言い渡し、うち2件は無罪で、「この2件のうち1件では、被害者の供述が捜査の進展につれ、妙に詳しくなっていた。もう1件も、被告人を捕まえた目撃者の供述に不自然な点が多かった」が<sup>19)</sup>、この男性2人は疑いを晴らすために2年前後を費やし、この間

---

19) 挙げられている二つの無罪判決については、なんなら、それぞれ、本稿(二)5・弁護601、本稿(二)19・弁護577、B(ハ)も参照。

に勤め先を退職せざるを得なかったのであり、「彼らがまた同じ目に遭っても、再び裁判を信じて争おうという気になるだろうか。被害者にしても、犯人を突き出すのは懲り懲りという気持ちかも知れない。この種の事件を解決に導く、もっと負担の軽い手続が考えられないものか」と語る。……更に、本件につき、荒木友雄103、池上2も参照】。

この事件では、53歳の女性が京王線の電車内で、直接見た訳ではないものの、「お尻の足の付け根のすぐ上を、親指以外の4本指の指先から指腹にかけての部分で<sup>20)</sup>、下から上へ五月雨式に素早く1回触られた。……指が下から上に動いたので、電車が混雑していて手の指が偶然触れたのとは違う。」（一審証言）と考え、少なくとも2～3秒ほど躊躇・荷物持ち替え等したのち捕まえようと振り向き、ちょうど背後に立っていた被告人を犯人と特定した。その根拠としては、他に犯人がいた可能性はなかったし、被告人に、「痴漢は犯罪になるんですよ」と言ったところ、被告人は、「何もしていないよ」と言った……犯人でなければ、何を言われたか分からず、きょろきょろすると思ったのに、被告人がそのように答えたので、犯人に間違いはないと思った、と一審で証言している。一方、被告人は、事件当日の弁解の機会および翌日の取調べ当初には否認していたが（公判で、被害者が後ろを振り向くより前には、自分と被害者の間に二人の男性が左右横並びに立っていた旨供述）、認めないと勾留されると感じて自白し、略式起訴されて釈放後に、正式裁判を申し立てたものの一審では有罪とされ、控訴したところ、本高裁判決が逆転無罪を言い渡したものである。

被告人の前記捜査段階中の自白では、被害者の着衣・髪型や触り方などについて事実や被害者供述と違う変な供述をしていたり（疑問な供述変遷もある）、被害者の供述よりも重い、お尻を「3回（くらい）」掴むように触った行為を認めていたり、身長が20センチほども低い被害者のお尻を触ると

20) 臀部の感覚にそれほどの鋭敏さはないことは、他の逆転無罪事件判決（東京高判平12・7・4〔安廣文夫裁判長〕）で指摘されている（弁護599。更に、大森ほか70、なお、鈴木234〔升味〕、次の口と次注）。

したら、身をかがめる必要があるのに、その点にふれる供述が何もなかったり、当時被告人は比較的重い鞆と濡れた折畳傘を手にしていただけの問題があることを総合して、本高裁は、痴漢被害自体は認めつつも、前記自白について、要旨「被告人は、前科・前歴など全くなく、何度かの転職を経て、1か月足らず前に就職したばかりで、逮捕された上、更に勾留された場合、職を失う可能性が高いことを心配して自暴自棄になって、捜査官の意向に沿う犯行状況を適当に作出した疑いが強く抱かれる」として、その信用性を否定し、かなり混雑し、また、問題の駅間は電車では約1分の至近距離にあり到着駅では少なからぬ人数の乗降客があったとみられ、その間に車内で乗客の移動のあったことも十分考えられる事実も併せ考慮し、被告人を犯人とするには合理的な疑いが残るとして、無罪とした。痴漢被害が間違いないとしても、被害者の犯人特定は信頼性に乏しく、被告人が虚偽自白した可能性も確かに高そうに思われる。

（ロ）東京地八王子支判平18・3・10〔長谷川憲一裁判官〕続弁護109（ここでも、付、判例収録CD-ROM）の中央線第四事件は（本稿（一）注3〔5〕でも少しふれたが）、飲酒しての帰りという被害者（ここでも、仮称。純客観的にはむしろ虚偽告訴の加害者の可能性も。）による犯人特定は極めて危なっかしく不確かな事案だ。すなわち、臀部を着衣（下着、ズボンあるいは更にジャケット）の上から触った行為自体を視認していないし、触ったとする手を押さえた訳でもない。更に、そもそも本当に痴漢行為があったのかすら極めて疑わしく（続弁護110〔判旨〕参照）、電車が加速・減速する段階での鞆等の密着の可能性も十分考えられるのに、精密さの保証の全然ない（注20を参照）臀部の感覚への大変な自信<sup>21)</sup>から、「痴漢に遭った」と思い、主観

---

21) たとえば、被害者の公判証言は「新宿駅を発車してから、多分1分位したところで、右のおしりの下に手のひらが当たっているのがわかった。指先が下で親指が右はじの方にあつた。全く骨張った感じがしない、ごつごつした感じがなかったので手のひらだと思った。当時はズボンの上にジャケットを着ていたが指先がズボンに当たっていた。そのときは指を動かさないうまま、2、30秒触

的・独断的な勘・想像<sup>22)</sup>で、「被告人が犯人だ」と思ったに過ぎない。また、電車内で痴漢中や痴漢直後に掴まえたのではなく、15分も経って次の停車駅のホームで「現行犯逮捕」したものである。なお、痴漢の時間や態様等についての供述も相当揺れ、時間の経過につれて詳しくなったり、より断罪的になったりしている（検面調書を否定・超越する公判証言も）。それでも被告人は（本判決指摘のように、更なる——逮捕それも現行犯逮捕や勾留の各要件の充足も疑わしいという——問題もあるのに）逮捕・勾留され、「認めないなら調書を取らないし、呼ばない。」と話すなど自白強要的な捜査官や、心配で仕方がなく虚偽自白をしてでも早期帰宅を求めた妻に逆らえず（説得的な公判供述）、疑問の点が多い<sup>23)</sup>自白調書を取られた上、いささか又

---

られた。その後、手が離れたが、中野駅に着く、ちょっと減速し始めるころに、再度触れられた。このときはもむような感じで指が動いた。**指先の感触や柔らかさから、同一人物だと感じた。**」といったもの（警察調書・検察調書との差・変遷や反対尋問による動揺等は別）だが（太字化は斎藤）、下着のほかズボンあるいは更にジャケットの上からの臀部接触なのに、「**指先が下で親指が右はじの方にあった。**」などと断言したり、「**指先の感触や柔らかさから、同一人物だと感じた。**」としたりするのは、信頼するに足るまい（なお、続弁護112）。電車が加速・減速する段階だった点からも疑問の余地が大きい。

- 22) 痴漢だという認識自体が大問題な上に、右手のひらで触られたという根拠も薄弱で、また、仮にそうだとすると、（被告人以外にも、左右、左後ろに乗客がおり、左右の乗客は被害者と同じ方向を向いていたとしつつ）右後ろの被告人しか犯人たり得ないというのも独断的だ。
- 23) 本判決の指摘を大雑把にまとめると、①認めた事実（新宿発車後間もなくの行為について痴漢の故意を欠くもの）が不自然・疑問だったり、中野駅到着直前にしたという「痴漢」については、被害者供述の「揉む」に合わなかったりする。②痴漢行為の邪魔と意識されそうな右肩に掛けていた大きめのバッグについての説明もない。③被告人の心の動きの描写に欠けるところがある（ただし、「そのお尻に触った感覚をもう一度感じてみたくなくて」と述べられているので、斎藤のみるところでは、一応もっともらしい感はある）。④被害者がどのような女性か確認した様子も窺われない。⑤痴漢をする際に周囲に注意した形跡すらない。⑥犯行だけは犯行後1週間位も経ってようやく思い出したと

は大いにルーズな略式起訴もなされた疑いの濃厚な事件で、略式命令に対する正式裁判の申立てを受けた本無罪判決に控訴なく、そのまま確定した。とくに、このように独断的な被害者に痴漢と思込まれただけで、身柄を拘束され、糾問的な捜査を受け、訴追されるのでは、危なくて仕方がないという印象を受ける。その後、平成23年に発表された「検察の理念」によれば、検察は今では、冤罪の防止にも大いに意を用いるべきことになっているので、事態は改善されていると思いたいところだが、後掲[B](ハ)(二)などを見ると失望を禁じ得ない<sup>24)</sup>。

(ハ) 東京高判平24・7・5〔小川正持裁判長〕では(本稿(一)注3〔1〕でもふれたが)、被告人は、痴漢の意図で積極的に(着衣の上から)被害者の臀部に自己の股間を押し付け更にその臀部等を手で撫で回すといった行為に及んだことは、捜査段階から一貫して否定している一方、手に当たる被害者のお尻の柔らかい感触が気持ち良く、これを持続させるため、あえて吊革は掴まず、手がお尻に触れている状態を保っていた、という消極的態様の痴漢<sup>25)</sup>は認めるような供述調書は(捜査官の誘導に被告人が乗るかたちで)

---

いうのも極めて不自然だ。要するに、本当らしくないという訳だ。

24) 郵便不正事件で問題になった元特捜部主任検事の前田恒彦氏は、2016年段階でネット上に、「空文と化しつつある『検察の理念』」など、事態改善に懐疑的な見方を公にしており(「中途半端な形で終わった刑事司法制度改革 議論の発端となった張本人として思うこと」)、反省の上での真面目な内容だけに、無視はし難い。殊に、「全面可視化」と特に「全面証拠開示」の重要性は確かだ(斎藤・東電89)。その外にも、(その後、事態は変わったが)袴田事件への論及、捜査当局が全面証拠開示に抵抗するのは、何より、過去の事件まで蒸し返されることを懸念するからだとの指摘、裁判所の意識改革の重要性の指摘等、少なからず注目される。

25) しかし、そのような全くの単なる不作為にとどまるのであれば、倫理的当否はともかく、刑法上は法的作為義務、少なくとも然るべき強さの法的作為義務は認め難く、迷惑防止条例違反とも認め難いと解するのが正しいように思われる。その感触を気持ち「悪く」感じつつ、面倒なのでそのままにしていたという場合ならば、不作為犯の成立を認めようという人は乏しかろうが、だとすれ

作成されているが、その取調べの際の精神状態につき被告人は「否定すると長い間勾留されるなど思った……家族が大変なことになってるなどという思いと、会社の方も大変なことになるなどという思いで、胸が張り裂けそうな気持ちであった」（なお、寝不足で頭の中がぼうっとして相当辛い状況だったし、痔の出血でトイレットペーパーが真っ赤にもなった）等と供述しており（一概にウソとも断じ得ない）、被告人の酒酔い・疲労・半分寝ている状態（被害者は、これまで何回も痴漢被害に遭っている一方、これら三つの事実を知らなかったのかも知れない）・身体のおぼろげつき・周囲への配慮の欠如（および電車の揺れ）の所産（手が被害者のお尻に何回も当たったこと）を「偶然当たったにしては回数が凄く多かった」等と意図的な痴漢行為と被害者が思い込んだ可能性が考えられ、「被告人に、その股間を臀部に押し付けられ、とくにその勃起した陰茎で臀部を突き上げられた」旨の被害者の主張は、兩人着用の各衣服を挟みこんでの接触・感触であること、事件直後の警察の調書には突き上げられた旨の記載はないこと、原審証言でもそれは「1, 2回」とされていること等もあり、誤解の余地がありそうだ、などとし、結局、痴漢の意図・故意に合理的疑いが残るとして、逆転無罪。なお、消極的態様の痴漢は認めるような上記供述調書については、高裁では、任意性は認められるものの、その信用性には問題があり、「被告人から、臀部に股間を押し付けられ、臀部等を右手で撫で回された」旨の女性の原審供述の証明力を支えるものとはいえないとされた。これも痴漢冤罪問題を考える上で逸することのできない裁判例で、とくに被害証言や人質司法的捜査と裁判（ここでは、一審）

---

ば、気持ち「良く」感じていたら犯罪だとするのは、認められていない「心情刑法」に墮するものだろう。世人に与える衝撃も、一般の違反の場合とは異なり、法定刑に見合うものではない、ともいえよう（なお、拙著『刑法総論』5, 78, なお, 118, 215, 226, 236等、拙稿「不真正不作為犯と作為義務の統一的根拠その他」法学新報112巻11・12号245。更に、原口伸夫『未遂犯論の諸問題』69等）。……実際、公訴事実（起訴事実）は、そのような不作為ではなく、「女性に対し、着衣の上から、その臀部に自己の股間を押し付け、さらに、その臀部等を右手で撫で回すなどし、もって……」という作為犯とされている。

の各危うさを物語るものだろう（男の側に節酒などの注意も求められそう）。

なお、それでは一審はどのように考えて本件女性の証言に信用性を認め有罪認定に至ったのか、これも気になるところだが、一審判決自体は参照し得ないこともあり、高裁判決がまとめているところをそのまま借用すると、一審判決は、女性の証言につき、「①相当具体的であり、記憶している部分とそうでない部分を区別して供述しており、その内容に信用性を疑わしめる不自然な部分は見当たらない、②特に、被告人の手が女性の体の前面の方に来るようになった場面についての供述は、相当具体的かつ詳細であり、体験した者でなければ語り得ない迫真性を具備している【斎藤注これは、「臀部等を右手で撫で回した」場面に関するものようだが、高裁判決は別の見方、説得的と思われる見方を示している】、③女性が臀部に股間を押し付けられたとの供述は、客観的な状況と矛盾しない、④女性は本件時まで被告人とは全く面識がなかったのであり、殊更虚偽の供述をする事情は特段見当たらないとし、女性の供述の信用性は高く、これによれば、被告人が……犯行に及んだことは優に認められると判示している。」とのことである（これではやはり冤罪は防げまい）。

#### [B] 被害者調書・供述の関係

(イ) **東京高判平18・10・5** [阿部文洋裁判長] 続弁護102 (秋山賢三解説) の京浜急行第二事件は [本稿 (二) 23でも一応は挙げたが]、青物横丁から品川に至る電車内で女子短大生 (19歳) に対し痴漢を働いたとして起訴されたものだが、起訴後になって、被告人の手指には被害者のスカートの繊維の付着が認められないこと (その旨の鑑定書成立) が判明し (やや無様。ただ、逮捕後相当時間が経過した後に付着物が採取されているため、無実を証明する証拠価値もないとされた。捜査の手落ちなら特に問題が残ろう)、このため、なお被告人が犯人に間違いない (また、悪質な事案である) ことが補強的に主張され、その証明が強引に意図されたのでは、との疑惑も生じたケースである。一審の裁判官も東京地裁のエリート判事で、後にも昇進を重ねて



いるものの、心情的に被害者の方に傾いたのか、その供述変遷も善解し、なお有罪としたが（ただ、執行を猶予）、二審は逆転無罪とした。上記の補強的主張というのは、具体的には、起訴後にずれ込んだ（繊維付着は認められない旨の）鑑定書成立の直後に、右手を後ろに回して「犯人の手首を掴み、上にあげた。その手を持ち上げるときに、スカートの中に入っていた手が抜けていく感じがした」旨の被害者検面調書が作成され、その旨の被害者証言も続いたこと、また、それと不可分の関係にあり、真っ先に問題視されたが、捜査段階では「スカートの上から右臀部を犯人の右手で撫でられた」程度にとどまった供述が、起訴後それも証人テストの段階になってから、それまでは捜査官が自分の父親の年代に近い男性であったため恥ずかしくて言いそびれていた等として、実は「犯人の右手がスカートのスリットから入ってきて、指先は陰部付近にまで入ってきた」旨を含める供述に大きく変遷したこと（訴因もそのように変更）を指す。二審判決は、こうした補強的主張は信用し難いことを詳しく判示しており、参考になろう（秋山解説参照）。なお、被害者が間違いなく「犯人の」手首を掴んだ云々といえるか自体についても、本判決は（犯人の手を実際に見て確認した訳ではない上に、手首を容易く掴めるかに関係する被害者の鞆の持ち方に関する供述変遷にも重大な問題があるし、電車内が相当混雑して複数人と近接しているような状況でもあった等）疑問が大きい旨判示している。

（ロ）**東京高判平25・7・25**〔山崎学裁判長〕では、総武線電車内で着衣の上から臀部を触られ（この痴漢被害の存在自体については、二審判決も、疑いを差し挟む余地がないとする）、被告人の左腕を掴んで睨みつけ（先ずは）「痴漢です。」と言ったという被害者は、当時33歳でやや強気な感じである一方、被告人は（考え事をしていたところ、突然のことだったため）気が動転したのか車内で何らの弁解・反論等もしていないらしい。それどころか、被害者によれば、その後、「止めて下さい。」と言ったら、小さな声で「すみません。」か「ご免なさい。」と謝ったという。これでは疑われても仕方がないようでもある。もっとも、これは一方の主張だし、反応は人柄や動揺など

精神状態等にもよる上、痴漢行為を責められたと明確に認識して謝ったのか（あるいは、良くは納得できないまま、咄嗟に、事を荒立てずやり過ごそうとも思ってた）、はっきりはしない。断定は危険だ（無罪例も多いが、一審判決は、被害者は「被告人の謝罪の言葉」を聞いたものと強気の認定）。ところで、被害者は一審、それも補充質問に至って初めて、上記のやりとりの前に、自分の手を後ろ（お尻の方）に回して「犯人の指先を掴み、後ろを振り向いて、犯人の手を少し持ち上げ、その手から、腕、肩を辿って犯人の顔を確認すると被告人だった」（その後、体勢が辛かったので、指先は放し、体勢を変えバッグ等を別の手に持ち替えるなどした上〔この一旦は手を離れた点なども問題視された〕、被告人の左腕を掴んで上記「止めて下さい」等のやりとりをした）旨一応主張したが、これは、事件当日の警察の調書に記載されておらず、一審裁判官の誘導質問にそのまま乗って行った（「はい。」を連発等した）もので、信用性に乏しい（二審判決）。単純に振り向いたら被告人がいた（被告人の顔があった）に過ぎないのかも知れず、また、手を後ろ（お尻の方）に回し感覚に頼って掴んだ手が本当に痴漢犯人の手だったのか、それとも近くにおいて間違われた被告人の手だったのかも怪しい（真犯人は捕まらないよう隠れて脇等から触ったのかも知れない）。もっとも、最後の点については、被害者は一審公判証言において、要旨「左手を胸元辺りから下へ下ろし、自分の左ももの前辺りから、ももに触れた状態でお尻の方に手をずらしていき、左のお尻の下辺りを揉んでいる犯人の指先を上から押さえて掴んだ。」と主張しており、これが本当なら間違いなさそうな感もある。しかし、「ももに触れた状態で……ずらしていき」と「上から押さえ」たとの間には少しタイミングと飛躍があり、手を自在に動かせたか疑問もある混雑の中の一瞬のことだけに本当なのか（被害申告時あるいは捜査段階から述べられていたのか）、それとも、これも、間違いないと主張したい（思いたい）ために（被害者や担当・指導の検察官に）採用された表現なのか、確認し得ない。そして、仮に、前者だとした場合でも、本件のように着衣の外で掴んだに過ぎない場合、痴漢中の手指を現に視認して押さえたのでなければ、本当に確実に

は言い切れまい（本稿（二）22-25,（三）205-206参照）。「お尻の下辺りを揉んでいる犯人の指先を上から押さえた」と——その当時あるいは後に——思ったこと自体は真実であっても、実は近くの別人の手を押さえてしまった可能性も一概には否定し切れないように思われる（なお、二審判決も、「本件のように、満員電車内での痴漢事件の場合には、痴漢行為を直に現認することが難しく、混雑する中で、被害者や犯人の体勢、位置関係等が容易に変わり得る可能性があることなどに照らすと、痴漢犯人の特定部分の信用性については、慎重に判断する必要性が高い」と）。冤罪なら被告人・家族の人生を不正に暗転させるだけに、神経質にならざるを得ない。加えて、繊維鑑定でせいぜい繊維の単なる類似性しか認められず、かつ、それにも疑問が残ったという〔本稿（三）190でもふれた〕。結局、逆転無罪。本件でのとりわけ特異な問題は、一審裁判所の誘導尋問だ。明らかに有罪だと思い込み、「裁判所も忙しいのに、被害者の証言といたら、何とも詰めが甘くまだるっこい。」などと焦り気味だったのかも知れないが、危険な慎重さ不足が大いに感じられる。

（ハ）**東京高判平27・3・24**〔河合健司裁判長〕埼京線第X事件も注目に値する（本稿（二）22, 本稿（三）190, でもふれた。今村核〔浜田寿美男編〕『供述をめぐる問題』138も参照）。被告人は、午後9時半ごろ電車内で被害者（17歳）のスカート内に手を差し入れ直接に大腿部を撫でるなどした（平成24年11月）として起訴された。被害者は一審で「横目で太股を触っている犯人の手首辺りが見えた。……捕まえることにしたが、間違えると大変なので、もう一回手首、肘、肩、顔と順に確認して、この人だと思って被告人の胸ぐらを掴んだ。太股を触っていた手は、顔を被告人の方に向けた瞬間に離れた。被告人が犯人であることは、ちゃんと順を追って確認したので間違いない。」と供述している。しかし、〔1〕車内カメラの映像（また、被害者の二審公判供述）からは、左後方を振り向き犯人の触っている手首を被告人のそれと（手首、腕、肩、顔と順次）確認した様子が窺われず、むしろ注意深い観察とはそぐわない挙動が認められる、〔2〕振り返らなくても、

視線を左に向けるだけで犯人のその手を確認できた（一審判示。ほぼ同旨、被害者の二審公判供述）とも（被害者の両頬全体を覆うボリュームのある長髪等に照らし）認め難い、〔3〕触っている犯人の手首を見た回数や手首・肘・肩・顔と辿って被告人を犯人と確認したという時点などが検察官調書と原審公判供述とで食い違っている、〔4〕犯人を確認するためにその手首を見たとの記載は警察の調書等ではなく、手首から顔に至るまで順を追って確認した旨の供述は、検察官調書で追加されたものだ、〔5〕検察官調書の信用性に疑問や問題があることは公判立会検察官や被害者も認めており、しかも納得できる理由が示されていない、等が認定され、結局、（被害者が虚偽の痴漢被害申告を行っている可能性があるとの弁護人の主張は認められないものの、）被告人を犯人と認めるには合理的疑いが残るとして、逆転無罪となった。被害者の犯人特定は本当は不十分でも、検察官は時に何とかこれを無理に補強してでも起訴・有罪に持ち込もうとする重大・違法な傾向が窺われる（裁判官も時にはこれを〔結果的には〕是認し有罪とする）、一つの典型的な事例のように思われる（今村・上掲『供述をめぐる問題』142や次例二も参照）。こうした事態が、「検察の理念」——検察庁のホームページに掲載（なお、斎藤・東電の注3、斎藤・研修3に説明等）。特に3・4項参照。——が（平成23年に）宣明された後にまで見られることは、遺憾千万という他ない！

（二）公訴事実「進行中の電車内において、16歳の被害者に対し、スカートを捲り上げて下着の上から臀部を触」った（平成25年9月）とし、一審判決は、「スカートを捲り上げたとまでは認定できない」としつつ、「同女の後方から、そのスカート内に手を入れ、下着の上から臀部を触」った旨認定した事案につき、被告人側から控訴があったところ、**東京高判平27・11・26**〔植村稔裁判長〕では、「パンツの中に少し指が入ってきたとき、その触っている手を掴み、掴んだまま、振り向いて、手首、腕、肩、顔とどのように確認したら、被告人だった」旨の—— 一見パーフェクトな犯人特定を思わせるかのような—— 被害者の（検察官との打合せを経ての）一審公判供述が、その後、「振り向く途中で犯人の顔を確認したが、振り向

く途中で犯人に手を抜かれ、完全に振り向いたときには手を抜かれていた。掴んでから振り返るまでは一瞬である」などと後退したりし、また、振り向く前から、後ろに位置する人物（すなわち被告人）が犯人と思い込んでおり（「お尻を触られている時から犯人は自分の後ろにいることが分かっており、以前痴漢被害に遭った時には犯人を捕まえることができなかったので、今度こそ捕まえてやろうと思った」旨の被害者供述がある）、その点からも、「振り向いて、手首、腕、肩、顔というように確認したら、被告人だった」というのは疑わしく、更に、犯人だと特定の根拠を、自分が「何も言っていないのに、振り向いただけで、違ふみたいなことをしているので、怪しいのと、この人だというふう思った」とも述べて、怪しくなり（本二審判決指摘の通り、「仮に、被害者が供述するように、痴漢行為が行われている最中に犯人の手首を掴み【斎藤補足 厳密には、「下着・スカートの中で、あるいは、痴漢中の手を目で確認して」掴んだことも必要であり〔本稿（二）22-25、（三）205-206参照〕、この点も要注意と思われるが、その趣旨か】、手を離す前に犯人の顔を確認したのであれば、既に犯人は明らかに特定されているのに、被害者が供述するような被告人の言動を根拠にして被告人を犯人と思ったというのは不自然である）、加えて、詳細な説明は割愛させて頂くが、「被告人が犯人であるとする説明の困難な事情」も見出された（二審判決）。

こうして、上記冒頭記載の「被害者の（検察官との打合せを経ての）一審公判供述」はすっかり破綻した感がある（痴漢被害自体については、被害者供述の信用性は認められており、あるいはスカートを捲り上げるなどした真犯人は巧みに隠れていたものか）。なお、微物が採取され繊維鑑定が試みられたが、不調に終わっている（被害者に対する採取指導が不足。このような事実を被告人に不利に扱うことは当然許されないが、ではどの程度被告人に有利に扱うべきかは難問。一応の無実推定辺りか）。他方、（スカートを捲り上げ）下着の上から臀部を触ったという痴漢行為は（午前7時の）42分頃から44分頃までの間だったとされたが（46分頃までに、被害者は被告人を痴漢犯人とする声を上げた）、被告人は、41分23秒にiPodでゲームサイトにアクセスしており（被告人は、

ゲームを終えiPodを胸ポケットにしまった直後に被害者が振り返り、手を掴まれ「てめえ、痴漢したろう。」などと言われた、と供述)、犯行の時間的・心理的余裕は見出し難い。しかし、とくに警察の調書では、警察官に「否認をして反省していないと罪が重くなる」と言われ、また追い詰められた気分になって虚偽自白したという(当初、弁解録取書では「女子高生のお尻をスカートの上から触ったことは間違いありません」となっていたところ、直後に取り直された調書は、被害者の供述内容と整合させるため「スカートの中にまで手を入れてしまった」とも供述させたものだったと認定されている)。なお、「裁判の日」の直前に起訴検事が(公判検事が把握しないところで)被害者と接触し「文章の確認」を行っている。逆転無罪。

誠に残念なことに、検察官が、熱心の余り、被害者とのやり取りの中で(冤罪を造りかねず、全く不都合だが)誇張・虚構を招いてしまっている(「検察の理念」に反する)のではないかと、この疑いを拭い得ない(前例ハも参照)。

(ホ) **大阪地判平12・10・19**〔山田耕司裁判官。弁護479。阪急電鉄事件〕は、地裁判決ながら内容豊かな無罪判決である。被告人は、急行電車内で17歳の女子高生に対し、手をパンティー内に差し入れて臀部を撫で、手指で肛門を触り、乳房を着衣の上から揉んだとして、強制わいせつで起訴され、痴漢被害の存在は十分信用できるとされたものの、「被告人と犯人との同一性」「人違いの可能性の有無」が問題とされた。被告人を犯人とする直接的な証拠は、被害者の供述しかなく、かつ、それを信用して良いかについては多々問題があったからである。すなわち、本判決の認定によると、とりわけ、被害者は、理想的な成人証人に比べ感情的で我が儘な面があり(言い換えると、年齢・立場相応に一種幼さも感じられる)、またその供述は著しく変遷している上に、被告人を逮捕したことの正当性を主張するのに役立つように供述が変化したり、逮捕して初めて認識した被告人の特徴的様相(特に服装)をあたかも被害時に既に犯人の特徴的様相として認識していたかのように混同・供述している可能性が窺われたりする(本稿(二)6の背もたれ痴漢疑惑事件〔村瀬均裁判長〕と一部近似)。また、「被害者は、

……警察官から『自信を持って』などと励まされたり、ある程度、捜査官から誘導や示唆を受けたことも相俟って、意識的か無意識的かはさておき、自己の主張の正当化を図るために、曖昧な記憶があたかも明確な記憶に基づくかのような供述をしていった可能性も小さくない。」と認定されている（なお、後掲B（ロ）末段も参照）。しかも、被害者は、電車が駅に到着し出入口ドアが開き降車客などの流れが生じた頃に、犯人のものと思って掴んだ手を振り払われて後、被告人の手を掴んでおり、この段階で人違いが発生した可能性もあるとの認定だ（この点では、前掲口の裁判例や、本稿（一）55の東京地判平29・1・11〔齊藤啓昭裁判長〕や本稿（三）195の東京地判平24・9・20〔井下田英樹裁判官〕と類似）。他方、被告人が取った行動の合理性には問題もあるほか、被告人の供述には不審な趣もないではないが、虚偽・信用不可能として排斥できるほどではないとされた。なお、被害者の言うところでは、被害時、犯人の「はあはあ」という息づかいが聞こえたという。ちなみに、被害態様からすると、もしも逮捕時に微物の採取がなされDNA鑑定がなされていれば被告人が真犯人か否かの重要な判断材料が得られたであろうと思われるところで、多かれ少なかれ年代的制約も考え得るにしても遺憾な事態と言わざるを得まい。しかしながら、裁判所の丹念な検討により冤罪が、少なくともその深刻な危険が、回避されたことは幸いで、参考になろう。

（へ）**東京地判平30・4・20**〔白石篤史裁判官〕は、前々から痴漢を働いていた被告人が又も執拗に強制わいせつ行為を続けたので今度こそ捕まえた旨の被害者の主張（公判供述）の信用性に疑問を差し挟み、被告人が本件公訴事実の行為をしたと断定するには合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した。本件当日の平成29年10月2日午前8時半前後（約16分間）の被害状況等についての被害者の主張は、大略、「電車内で、私の左側に私の方向を向いて立っていた被告人が、左手を伸ばして私のズボンの上から股間を触ってきた。しばらくすると、被告人の手がズボン正面左側辺りからズボンの中に入ってきて、下着の中まで手を入れられ、陰部を直接指で

触られた。その後、被告人はズボンから手を抜いたが、私の左手のジャケットの裾を引っ張って強引に指を絡ませるようにして手を繋がれ、被告人の陰部にズボンの上から左手を押し付けられ、あるいは抱き寄せられた。某駅に到着した時、まだ手を繋がれた状態で、ドアが開くと被告人にそのまま引っ張られ、ホームに出た後もしばらく引っ張られた。その後、これ以上何かされるかと思ひ怖くなり、思い切り振りほどくと、被告人のネクタイと背広を掴んで『この人痴漢です』と叫んだ。被告人は振りほどいて走って逃げたが、ホーム上にいた人が被告人を捕まえてくれた。」といったものだった。なお、被害者は、また、要旨「いずれもやはり（顔を見ている）被告人から同じ時間帯に同じ車両内で、前月の25日、ズボンの中に手を入れられ、シャツの中にも手を入れられ胸を触られ、同28日にもズボンの中に手を入れられ、下着の中まで触られた。同30日にも駅のホームで被告人を見掛けた。前年3月にも痴漢被害に遭ったが、その際には電車内で『止めて下さい』と叫んだ。」とも供述している。他方、被告人は公判廷で、要旨「本件当日、本件電車内では、乗り込んだドア側の椅子の方向を向き、吊革に掴まって目を閉じていた。某駅到着後、人の流れに沿って電車を降り、4、5メートル歩いたところで、急に女性に『この人痴漢です。捕まえて下さい』などと大声で言われ、腕とネクタイを掴まれた」などと供述する（客観的にこの供述を否定し得る証拠はない）。なお、被告人は逮捕直後の警察官による弁解録取の際にも否認の供述をしたものの、その後、本件当日中に痴漢を認める供述をし、検察官による弁解録取および裁判所での勾留質問の際にも同様だったが、それは被害者の公判供述と完全には一致せず、かつ、弁護人との接見後は取調べに対して一貫して黙秘したため、裁判所は余り重視できないとした。

裁判所は、被害者の本件当日の被害状況等に関する供述は具体的で迫真性があるし、虚偽の供述をする動機も窺われないとする一方、要旨次のように信用性に疑問があると判示した。すなわち、「相当に執拗な痴漢で内容もエスカレートしているところ、被害者は電車内で被害を訴えていない



ばかりか、困難ではなかったと認められるのに、積極的な回避行動に出ない。その理由につき、『怖くて出来なかった』と言うが、前月28日には被告人を捕まえようとしたし、本件当日も被害に遭ったら捕まえようという気持があり、回避行動は特に考えなかったと述べ、前年3月の痴漢被害の際には電車内で被害を訴えていることなどに照らすと、不自然さは否定できない。また、本件当日、ホームで被告人のネクタイ等を掴み、『この人痴漢です』と叫んで被告人を捕まえようとし、逃げた被告人を追いかけるなどの積極的な糾弾行為と上記の痴漢被害に遭った際の行動とは、必ずしもそぐわない。更に、両人の身長差等々を考慮すると、被告人の行為は相当目立つことになり、周囲の者が被告人の行為に全く気付かず、これを制止などしなかったというのも不自然だ。加えて、本件で被告人の手指から被害者のものと認められるDNA資料は検出されておらず、その他、被害者の主張を直接裏付ける証拠はないことにも鑑みると、被告人が本件公訴事実の行為をしたと断定するには合理的な疑いが残る。」というのである。

思うに、前月28日に被告人を捕まえようとした（被告人も気付いた）のなら、尚更のこと、被告人が本件当日、捕まえられる顕著なリスクを冒すことになる被害者主張のような相当に執拗で激しく又周囲に目立つような痴漢行為を敢行するとは考え難い（前月30日に痴漢被害を受けなかったことは自認）。また、本件当日も捕まえる気があったのなら、既に電車内で強制わいせつ行為を糾弾していそうなものだ（手を繋がれてホームに連れ出されたというのも、不自然な上に、ホームで初めて糾弾したことのやや苦しい言訳のようでもある）。あるいは、被害者は、被告人がやったと思う過去の痴漢・迷惑行為を恨み、その際に捕まえられなかったことを酷く口惜しく思い、被告人が過去の行為（に近いもの）を本件当日やったように装って（本件当日は電車内で行為があった訳ではないため、電車内での糾弾は避け、ホームに出てから糾弾することにより）罰しようとした（本件当日ではないにしても、痴漢したこと自体は確かだからと、後ろめたさは強くなかった）、との疑いもあろうか（なお、

本稿（二）11の京都地判平27・3・20〔渡辺美紀子裁判官〕参照）。被告人の手指から被害者のものと認められるDNA資料は検出されていないことも、大いに参考となろう。

## B 被害者の証言と目撃証言が結びついた例

これについては、本稿（二）4で紹介済みの大阪高判平28・11・2〔後藤眞理子裁判長〕、本稿（三）194等で挙げたさいたま地判平22・6・24〔井口修裁判官〕、本稿（三）200等で挙げた中央本線事件の名古屋簡判平19・10・31〔山本正名裁判官〕【この最後の判例は同行警乗による検挙が失敗した例であるが、成功した例も多かろう〔たとえば、コロナ禍の影響や痴漢防止バッジの有効性その他の関係でも有益な2021・5・4朝日参照。】なども参考になるほか、

（イ）**東京地判平29・12・19**〔吉戒純一裁判官〕は、夜10時前頃に池袋駅のホーム上で通り過ぎる際に衣服の上から手で女性の尻に触ったとして起訴された事案で、被告人は逮捕当初から一貫して犯行を否認しているが、一応は目撃者もいる。その目撃者は、直前に自らもすれ違いざま手の平でお尻を触られたと思い、振り返って犯人と思う男の行き先を目で追っているうち、被害者が自分と同じように、後ろを通り過ぎる男にお尻に触られたような感じだったので、被害者に「さっき触られてませんでしたか」と聞いたところ、「やっぱり触られてましたか」などと言われた（被害者の供述によれば、目撃者から、「さっき、痴漢されましたよね」と声を掛けられたので、「私は痴漢されましたよね」と答えた）というのだ。しかし、被害者も目撃者も、男が手の平で触ったのを目で見た訳では一切なく、それぞれ臀部の感触（及び目撃者が被害者の方を見た時の感じ）からそう推測したというにとどまる（男を——或る時点で一旦は見失ったにせよ——目で追っていた目撃者が車掌に痴漢されたと訴え、戻って来た犯人だと思った被告人を車両から出して貰い、被告人は駅事務室に行った後、警察署まで任意同行され、そこで通常逮捕された）。

本判決によれば、「被害者が臀部を触られたと感じたのは犯人が被害者

の後ろを通り過ぎる際の一瞬である上、その感触も、『掴まれたとか、揉まれたとかではなく、進行方向に流れるような感じ、撫でられるような感じ、優しく置くという感じ』であったというのである。しかも、本件当時、被害者の臀部はかなり厚みのあるファーコートでほぼ覆われており、被害者はその裾のファーの上辺りから臀部を触られたというので……被害者が臀部に接触した物が何であるかを正確に判断することは相当に困難であると考えられる。他方、被害者の供述によれば、被害者は、犯人とされる男性が被害者のトートバッグにぶつかって直ぐに臀部を触られたと感じたというのであるから、前記男性が被害者の背後を通り過ぎる時に前記男性の手や腕等が意図せずに被害者の臀部に接触した可能性も否定できない。実際に、被害者は、直後には前記男性を呼び止めて痴漢行為を糾弾する行動には出ておらず、その後、目撃者から痴漢被害に遭ったのではないかと尋ねられた際にも、『確証ができなかった』旨の発言もしている……。そうすると、『犯人の手の平の指辺りでお尻を触られる被害に遭った』旨の被害者の供述の信用性には疑いが残る。」等の問題がある。

また、目撃者の供述についても、視認状況が良好だったとはいえないし、自分自身が臀部を触られたと感じたことから男が再び痴漢に及んだと誤認等することも考えられ、犯人の手が当たったというのは推測に過ぎず実際に見た訳ではないのに、被害者は手の平で触られた旨供述していたり、被害者の供述と整合的でないところがある等の問題が認定されている（目撃証言の危うさを語る文献等は数多いことにつき、斎藤・東電78）。

さらに痴漢行為・犯人特定についての客観的証拠もない。結局、前記男性が故意に被害者の臀部を手で触ったと断定することには（また、被告人が前記男性だと断定することにも）、合理的な疑いが残るとして、無罪判決が言い渡されたが、当然と思われる。むしろ、このような事案まで安易に起訴することは極めて疑問だろう。なお、対比されるべき事例がある<sup>26)</sup>。と

---

26) 仙台の商店街で通行中の20代女性の尻を触り直後に前を歩いていた50代女性

もあれ、男は、電車内のみならず、ホーム等でも、女性に接触して疑いを招くことのないよう注意する必要があるようだ。

(ロ) 電車内事件ではなく、〔本稿 (三) 185で少しふれた〕荻窪路上事件だが、**東京高判平12・8・2**〔高橋省吾裁判長。新女性弁護士も良かったか、逆転無罪〕は、路上で被害者 (23歳) の背後から、ワンピースの裾を捲り上げ、パンティの中に手を差し入れて陰部を触るなどしたとして起訴された事案で、一審が被害者の供述に信用性を認め、「被害に遭ってから3日しか経っていない段階での犯人との確信、追跡開始等は、確実・鮮明な記憶を保持していたことの現れと評価すべきだ」などと称し、主としてその供述に依拠しつつ、交際相手である目撃者の供述もそれと良く符合し被告人を犯人と断定する補強となると称して、被告人を犯人と断定したのに対し、それには合理的な疑いが残る (むしろ、問題が多過ぎる) ことを極めて綿密に判示したもの。

この高裁判決を読むと、被害者の判断は余りに頼りない。すなわち、「3日後に (現場付近に) 近づいてきた男が、1回だけ私の方を向いて目と目が合ったことがあり、その瞬間、目だけを見て犯人の男に間違いないことが

---

の尻を (これまた、衣服の上から) 触ったとして起訴された事件につき、一審が20代女性への「故意」の接触の方には「合理的な疑いが残る」と限定的な認定をしたのに対し、仙台高判平30・10・23〔嶋原文雄裁判長〕は、要旨「被告人に臀部を故意に (偶然的接触とは考えられない態様・時間的長さで) 触られたという20代女性の証言は、それ自体信用できる上に、被告人に追い越された直後、顔を上げて被告人に視線を向けた (かつ、追跡・注視を続けた) 同女の行動が映っている防犯カメラ映像によって裏付けられているし、また、同映像によれば、被告人が持っていた傘を事前に持ち替え、同女側の手を空いた状態にした事実、更に、その後に50代女性の尻を触った (一審も、この事実は痴漢行為と認めている。) 際にも同様の事前持ち替えの事実が認められるから、それにも拘わらず、20代女性に故意に触ったことに限っては「合理的な疑いが残る」としたのは、論理則、経験則等に照らして不合理であって、到底是認できない」とした (二度の強制わいせつ等の前科もあり、犯情の重い常習痴漢とし、三犯の加重をして、懲役1年8月の実刑に処した)。

分かり、交番に行き、痴漢の犯人を見付けたと申告した。」「私が『絶対犯人だよ』とか大きな声で言っていたのに、そのまま（居室のあった）建物に入ったので、犯人と確信した。」「警察署で被告人を見たが、目とか、髭とかの印象も強く残っているので、犯人だとしっかり言える。」旨などを語り、断定的だが、直感的・主観印象的で危ない。たとえば、被害者は「犯人は痩せ型、頬がこけたイメージだった」というが、被告人はがっちり型、面通しで被害者が不安になったくらい顔が意外にふっくらしていたという（目撃証言ないし犯人識別供述の危うさ等につき、巖島行雄〔浜田寿美男編〕『供述をめぐむ問題』250、渡部83、齋藤・東電78など、単独面通しの危うさ等については、渡部・研究12、東京地判平15・6・6〔井上弘通裁判官。弁護240〕、小嶋153・187、齋藤・松川392〔弘前事件〕等参照）。目撃者の供述も実際は被告人犯人視の助けにならないようなものに過ぎない。むしろ、逆の感すらある。具体的には、目撃者は、自分の方に近付いてくる犯人の顔を3秒くらい意識して見たと述べているが、被害者と同様に「犯人は頬のこけた」男だとし、検察官から見せられた髭のある男16人の写真から、被告人の写真のほか、全く別人で「頬のこけた」男の写真も選び、しかも、後者の方が頬の感じが似ている旨供述しているという具合だ。高裁は、そのほか、犯人が着ていたもの、犯人が乗っていたバイク、犯人のかぶっていたヘルメットについても、被害者が供述するところと被告人のものとの整合性を欠いていると指摘・認定する等もし、一審の有罪認定は到底維持し難いことを十分明らかにしている。

起訴も甚だどうかと思われるし（実際にも人違い濃厚。これでは起訴された者が可哀想。検察官は、自分が被告人だったとして、納得できるのか）、また、東京地裁ともあろうものがこんな（被害者・検察には激甘の）認定をしてしまうのか（文章上手の裁判所がもっともらしく言うことも、時に全然当てにならない好例）、起訴と同様に、痴漢事件での被害供述偏重性も影響しているのか、とも感じられる（興味ある方は、直接、弁護547、568に紹介されている一・二審判決自体をご覧頂くか〔なお、同567、550辺りを読むと、被告人の天候次第のアリ

バイの可能性も、少なくとも幾分は否定し切れず、その点でも「合理的な疑い」が残る感がある。池上の第三章をお読み頂きたい。

【国賠訴訟にも関係して、被害者に実はあったとされる驚くべき自信不足・不安・困惑、及び捜査官によるその無視と「大丈夫」「後戻りはできない」等の説得につき、STOP45（原告）。事実とすれば、無辜やその家族・親族の運命を不正に暗転させ、同時に自己の職責と人生に大きな汚点を残す冤罪の恐ろしさ・罪深さに、すっかり鈍感になってしまっている警察官・検察官も（間々）いるのだろうか。なお、A [B] (ホ) で紹介した、大阪地判平12・10・19〔人違いの可能性を認めた無罪判決〕の弁護471等での指摘「被害者は、……警察官から『自信を持って』などと励まされたり、ある程度、捜査官から誘導や示唆を受けたことも相俟って」云々参照。】

(ハ) 前にふれたことのある電車内事件で、東京高判平12・8・29〔安廣文夫裁判長。被害者・目撃者の主張を抑え無罪を維持した埼京線第二事件。弁護581〕については、基本的には本稿(二)19を(従的には前記A[A](イ)の【】内終わり近くを)参照されたいが、別に、本判決で注目される判示等として、以下のものも挙げられる。

a 名倉・防衛医大教授事件最判(前回取り上げた平21・4・14)に先行して、満員電車内での痴漢事件における防御困難性等を指摘・考慮した判示(本稿(三)188)。また、

b 被害者・目撃者の各証言には問題もある一方、「被告人は一貫して犯行を否認しているところ、その弁解内容自体が直ちに不合理とはいえないばかりか、被告人が相当の負担を忍んで否認の態度を貫き、身の潔白を強く主張している状況等に徴すると、被告人が殊更自己の刑事責任を免れるために虚偽の弁解に終始していると断定するには躊躇を感じざるを得ない。」との判示(なお、秋山賢三・弁護9、浜田寿美男・同89)。更に、

c 検察官が一審の無罪判決を覆すべく、同判決後に作成された諸々の証拠の取調べを二審で請求したのに対し、「……したがって、検察官の請求証拠は、すべて刑訴法382条の2第1項の要件を充たさないものである

ことが明かである。本件が法定刑が罰金5万円以下という比較的軽微な事案であることや、前記のようなこの種事案の特質を考慮すると、検察官は第一審においてその立証に遺漏なきを期すべきであった」との判示（もっとも、理由の一方の法定刑はその後重くなっているが……）。

d 本件目撃者は「被告人の鼻息がはあはあと荒かったのをはっきり覚えていた」とも供述するが（弁護577, 583<sup>27)</sup>）、黙殺ないし無視する体。

### C 痴漢とは両立し難い関心の例（愚見）

裁判例では、しばしば被告人の当時の（広い意味での）関心（心配・通話・勉強・ゲーム・課題・予定・急ぎ等を含む）が痴漢行為と両立しにくい事情となっているように見受けられ、このような当時の「関心」事は、時に、無実の主張・立証あるいは弁護・認定に——多かれ少なかれ——役立ち得べきだと思われる。……たとえば、

① 病氣・手術 → 祖母が寝たきりの上に、当日は被告人の母親が手術を受ける日で、被告人は出勤のため家を出る時そのことを気にしていたというのであり、普通そんな朝に痴漢しようという気になるとは考えにくい。ただし、これのみは〔疑問ながら〕有罪とされた事例の場合（関連の裁判例〔以下、同様〕、次回扱われるⅢ3〔Ⅱ〕の京浜急行線事件=小泉事件の東京高判平13・11・5）。このほか、

② 恋人と通話・会う約束 → 携帯電話を操作し恋人と会うため通話

---

27) 以下は斎藤の愚見であるが、そのような周囲に目立つような荒い鼻息（息づかい）をしながらの痴漢は実際には（すっかり夢中になって、警戒心も忘れる等の可能性もない訳ではないが）やや珍しいのではないとも思われる。しかも、（本件等では）被告人を逮捕し（ケースによっては、逮捕に協力し）、あるいは又、それにより間接的にせよ勾留・起訴にも一役買った自己の正当化（誤認逮捕等ではないとの主張）に役立つ供述だけに（本稿（二）26参照。なお、大阪地判平12・10・19〔A〔B〕（ホ）で紹介〕の指摘〔弁護472〕）、とくに、被害者や第三者がやはり荒い鼻息を聞いていた事実をきちんと認定できる場合の外は、軽々に信用するのは危険だろう。

しており、先行する恋人との（間もなくデートするという、乗車前の）約束以降、恋人とのメールでの（会う時間に関する）やりとりの間や直後（デート前）の痴漢も、関心が向くとは思われないという意味で、心理的に考えにくからう（本稿（二）2および本稿（三）190の三鷹バス事件の東京高判平26・7・15。今村核〔浜田寿美男編〕『供述をめぐる問題』130も参照。なお、亀井103〔疑問な判旨〕）。

③ 受験勉強中 → 被告人は会社から受けるよう命じられていた英会話の試験があるので勉強のためCDを聴いていたというのであり、そもそも痴漢などに余り関心が向きそうでもない（本稿（二）12および本稿（三）198の西武新宿線〔矢田部〕事件の東京高判平14・12・5）。

④ ほぼゲーム中 → スカートをまくり上げ下着の上から臀部を触ったとかいう痴漢行為は（午前7時の）42分頃から44分頃までの間だったとされたが、被告人は、41分23秒にiPodでゲームサイトにアクセスしており（被告人は、ゲームを終えiPodを胸ポケットにしまった直後に被害者が振り返り、手を掴まれ「てめえ、痴漢しろ。」などと言われた、と供述）、犯行の時間的・心理的余裕は見出し難い（上掲A〔B〕（二）の東京高判平27・11・26）。

⑤ 所信表明予定 → 助教授から教授に昇進したばかり、2日後には教授会での所信表明も予定され、関心はそちらに向いていそう（前回の防衛医大〔名倉〕事件の最判平21・4・14）。

⑥ 張り詰めた気持ち、荷物、予定 → 「遅刻できないぞ」「預かった書類もある」「見積りの提出もある」「明後日のバスケット試合に備え、ジムに行こう」などと思い意識して、結構な量の荷物を持つての出勤（本稿（二）5の東京高判平12・7・4）。

⑦ 仕事のことで頭が一杯 → 60歳定年間近の上に、株主総会資料修正のことで頭が一杯の状態での出勤（本稿（二）19の埼京線第二事件の東京高判平12・8・29）。

⑧ 出張で思案、車内で女性保護 → 社長として出張途上にあり（出張先までの切符の手配、出張先での仕事の手順等について思案）、かつ、自己の前



面に密着した被害女性をかばうように車両壁に手の平を広げて腕を伸ばし突っ張った状態（本稿（一）45, 本稿（二）23の東海道線事件の東京簡判平12・8・11）,

⑨ エロより子煩悩 → 2歳半の子供のことで頭が一杯（本稿（二）9, 本稿（三）198の西武新宿線第三〔外国人風の男〕事件の東京高判平18・3・8）,

⑩ 開店準備中および直前まで婚約者と一緒 → 当時開店に向けた準備をしており、また、本件直前まで婚約者と一緒に過ごしていたという事情もあった（本稿（三）195の東京地判平24・9・20）,

⑪ 急いで帰宅中 → 部分的にタクシーを利用して急いで帰宅しようとしていた（本稿（三）198の神戸地判平23・11・15）。なお,

⑫ 掏ろうと懸命 → 公判に至って初めて、本当は「スリの目的で、第三者の持っていたリュックサックのチャックを開けようとしていたが、電車が揺れ、揺れた反動で自分の手の甲が被害者の下腹部に当たったものであり、故意に被害者に触った訳ではない。」旨供述、この弁解には明らかに不自然・不合理な点は見受けられず、排斥し難い、とされた。掏ろうと一生懸命だったようであり、痴漢の意思の併存は認め難い（スリに関する大阪地判平28・11・15〔荒金慎哉裁判官〕）。

（本学法科大学院フェロー・本学名誉教授）